

第5回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会
議事録

日時 平成19年2月22日(木) 13:00~16:50

場所 かしはら万葉ホール 研修室2

出席者

< 自然環境等に関する専門家・研究者 >

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター 教授
西田 正憲	奈良県立大学 教授
村上 興正	元京都大学 講師(ご欠席)
横田 岳人	龍谷大学 講師(ご欠席)

< 関係行政機関 >

林野庁近畿中国森林管理局 三重森林管理署	(ご欠席)
奈良県企画部観光交流局観光課	(ご欠席)
奈良県農林部森林保全課	白井 実 係長
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)
上北山村地域振興課	中崎 和徳 課長
川上村産業振興課	横谷 好則 主幹
大台町宮川総合支所産業室	(ご欠席)

< 関係団体等 >

上北山村議会総合開発特別委員会	(ご欠席)
上北山村観光協会	(ご欠席)
上北山村漁業協同組合	(ご欠席)
上北山村区長会	(ご欠席)
上北山村商工会	(ご欠席)
(財)グリーンパーク川上	(ご欠席)
大杉谷自然学校	森 正裕 事務局長
近畿日本鉄道(株)	岡本 幸治 課長 速水 悦美
山岳ガイドクラブ 北山いこら	岩本 崇
奈良県勤労者山岳連盟	(ご欠席)
奈良県山岳連盟	藤本 直民 理事長
奈良県タクシー協会	(ご欠席)
奈良交通(株)	眞子 義孝 課長 黒田 浩成 主任
日本山岳会関西支部	斧田 一陽 自然保護委員長
特定非営利活動法人	(ご欠席)

森と人のネットワーク・奈良	
大台ヶ原地区パークボランティア	山本 勇三
吉野きたやま森林組合	(ご欠席)
吉野熊野観光開発(株)	仲川 勝敏 専務取締役 小梶 昌司 総務課長
ワーク21かみきたやま	(ご欠席)

(以上敬称略)

<事務局>

環境省	
近畿地方環境事務所	田邊 仁 統括自然保護企画官 石川 拓哉 国立公園・保全整備課 福原 裕 "
吉野自然保護官事務所	羽井佐 幸宏 自然保護官 木谷 昌史 自然保護官補佐
(株)スペースビジョン研究所	宮前 保子

議事

西大台地区利用調整地区の運用開始までのスケジュール等

議事録(会議は公開で行われた)

挨拶(環境省近畿地方環境事務所統括自然保護企画官)

今日は、年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。私、1月9日付で、前任の小沢に代わりまして、近畿地方環境事務所にまいりました田邊と申します。どうかよろしくお願ひいたします。本日の協議会でございますが、これまでに4回、ご検討いただきましてまいりました利用適正化計画について、最終的なご報告をさせていただくということと、平成19年度から、利用調整地区の本格的な運用を開始いたしますので、それについての具体的な体制などについて、ご議論していただきたいと考えております。活発なご意見をいただければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。なお、皆様も、ご存知の通り、上北山村に通じる国道169号が災害により通行止めになっております。その中で、上北山村さんからご出席をいただいております。役場さんと北山いこらさんです。どうも遠くからありがとうございます。

このような状況の中で、名簿をご覧頂くと分かるかと思うのですが、本日、出席の方が半数に達しておりません。そういうこともありまして、先日、上北山村さんの方で、事前に、本日の協議会の説明会をさせていただきました。その中で、具体的なご意見を色々うかがってまいりました。本日、協議会の中で、私からもご報告させていただきたいと思っておりますけれども、その際、本日の協議会における出席の扱いについて、ご了承を得てまいりまして、できましたら、本日の協議会で、村関係者の方々を出席の扱いということでお願ひいたしまして、本日、協議会として成立させて、ご意見をいただければと考えております。また、会議が始まった段階でご意見いただければと思っておりますが、そのような形でできればと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。長くなりましたが、ぜひ、平成19年度の運用に向けまして、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

出席者紹介・資料確認

(省略)

議事

長嶋座長：

本日は、ご多忙のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。会場の方も先ほどの説明のように、災害によって、変更になっておりまして、混乱があったかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。最初に、本日は、出席者が定員の半数に達していないわけですが、上北山村の関係者には、事務局の方から 20 日に話に行きまして、事前に内容については周知しておりまして、この会議の議事については、5 団体 6 名から委任状を頂いているということで、それを合わせると過半数を越えます。また、その時説明できなかった 3 名の方にも、内容は周知しており、基本的なご了解を得ているということです。できれば、この会を正式な会としたいと思いますが、その点について意見のある方はいらっしゃるでしょうか。

(意見なし)

もし、異論が無ければ、そのような扱いにさせていただきたいと思います。

それでは早速議事に入りたいと思います。今回の協議会は、12 月に正式に指定された「西大台利用調整地区」の円滑な実施協力に向け様々な関係者の合意形成を図る場でございます。構成員の方々には、利用調整地区の円滑な実施協力に向け、具体的かつ前向きな発言を期待しています。事務局より、「西大台地区利用適正化計画案」と「運用開始までのスケジュール」についての資料説明をお願い致します。

(環境省より資料 1、2 について説明)

長嶋座長：

「西大台地区利用適正化計画案」と「運用開始までのスケジュール」に関して、質疑をお願いします。運用の開始が、当初の 4 月から 9 月に変更になるということで、4 月から 9 月までの間をどうするかという問題もございしますが、まずは、今ご説明のあった件についてご意見をいただきたいと思います。

田村：

立入申請の手続きについてですが、資料 1 の 13 ページの「受付の方法および人数の調整方法」の箇所では、申請書の提出は郵送または窓口となっておりますが、資料 4 では、FAX やインターネットも可能となっております。こうした不統一が多いので、一体どうなっているのかなと思います。資料 4 の論議を経て、資料 1 の方も直す必要があるのではないですか。そのことについては、資料 4 のところで議論したいと思います。

冒頭の利用適正化計画案の変更点についてですが、2 - 2 のレクチャーの受講の所で、「必ず」という文言を削除されていますが、公の文書で「必ず」という言葉が適切ではないという意味では、この削除に同意いたします。ただ、後の所で、「同一年度内に限り受講歴のある者は、レクチャーを免除できる」という、「必ず」という言葉を削除した理由が書かれていますので、「必ず」というレクチャーを義務化するという点に関して、意味のある言葉を削除するのであれば、むしろ、2 - 2 のところで、その理由について、説明があってもよいと思います。これは非常に感性的な問題ですから、これ以上は言いません。ご返答も結構です。

上北山村地域振興課・中崎：

これはお願いなのですが、6 月から申請の受付開始、9 月から入山規制が開始とのことですが、事前に運用開始の普及啓発を行う際には、西大台地区で規制が行われるということ、明確に伝えていただきたいと思います。毎度申し上げておりますように、一般の方からは、大台ヶ原が入山規制されると思っ

た人から、村への問い合わせが多くなっています。

環境省：

これから色々な広報を行っていく際には、そういった説明を必ず入れたいと思います。また、既に昨年の12月に観光業界、あるいは一般向けに説明会を開催しておりますが、そこでも、再三にわたって、対象が西大台地区であることを強調するように努めました。

田村：

以前は、報道用のプレゼンを予定されているとお聞きしましたが、それについてはどうなっていますか。それが無いので、この前のスクープ記事のようなものが出てしまうということになるのではないのでしょうか。

また、利用調整の開始が9月1日になるとのことですが、このことは、先日のガイド制度等検討ワーキンググループで初めて公にされました。9月1日に変更と、さらっと仰ってますが、従来5月と言ってきたのが、9月になるわけですから、大変なことです。各方面への影響は、環境省が考えておられるよりも大きいです。こうしたことには、きちんと対応していただかないと困ります。

環境省：

先日、上北山村で説明会を開いた際も、同様のご意見をいただいております。今後は、なるべく早い段階から、広報を進めていきたいと思えます。影響が大きいということに関しましても、地域の方からのご意見を頂いて、認識しておりますので、そういったことを踏まえて慎重に進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思えます。

長嶋座長：

色々な説明の機会があると思うので、その時に、繰り返し説明するようにしていただきたいということと、ホームページ等でも、西大台、東大台の違いがはっきり分かるように、工夫していただきたいと思えます。

近鉄（株）運輸部営業課・速見

立入認定基準の所に、網、竿等の持ち込みの禁止が書かれていますが、最近、ペットを連れて、入山する人が多くなっています。これに対する対処は何かお考えでしょうか。

環境省：

資料1の12ページの「全ての利用調整地区に共通の禁止事項」を見ていただきたいのですが、「生きた動植物の持ち込み」の禁止が定められておまして、ペットの持ち込みは既に禁止となっております。ただし、身体障害者補助犬は認められております。

田村：

リードをつけていれば、持ち込んでいいのではないですか。

環境省：

利用調整地区に関しては、リードをつけていても禁止です。

長嶋座長：

資料1の12ページに書いてあるように、動植物の「採集並びに捕獲のための道具（網、竿等）およびこれに準ずるものの持ち込み」が禁止行為として定められているわけですが、その場合、ガイド等が補虫網で昆虫を捕って参加者に見せるといった活動もできなくなるのか、ということがあります。自然公園法の許可を得れば許されるといったことも聞いておりますが、その点について説明していただけますでしょうか。

環境省：

採集・捕獲のための網・竿等の持ち込みの禁止を、西大台のルールに入れるということにつきましては、昨日の利用対策部会の方でも、ガイドによる採集・捕獲等について議論されていたわけですが、特別保護地区における動植物の採集・捕獲は、学術・研究目的であれば、許可を得れば可能です。ガイドによる採集・捕獲につきましても、許可を得れば、可能だと考えております。こうした利用調整地区の禁止事項だけでなく、特別保護地区の規制事項についても、今後は、合わせて普及啓発していきたいと思っております。

長嶋座長：

資料1の今後の課題に書かれておりますが、し尿の問題、火器の使用等についても、考えていく必要があります。特にトイレの問題については、ポータブルトイレの使用が常識化しているわけですが、西大台地区では、どうしていくのか、考えていく必要があると思っております。また、今後のガイド制度の中で、ガイドによる網等の使用に関しても、内規的なものが必要ではないかと思っております。

田村：

火器の使用については、管理計画の中でも環境省が使われている文言が統一されていないということがあって、解釈も色々ありますが、現在の環境省の統一見解では、個人用の携帯プロパンガスボンベについては、禁止されていないはずですが、そういう解釈で間違いありませんか。確認しておきたいと思っております。友人知人には、大台ヶ原では、個人用のガスコンロは使用禁止ではない、と言っています。それは、西大台利用調整地区ではどのようになるのでしょうか。

環境省：

個人用の小型火器の使用については、自然公園法上、利用調整地区でも認められると考えています。資料1の今後の課題で触れている火器には、個人用のものは含まれていません。

田村：

個人用の小型火器は含まれないとのことですが、それ以外の火器の使用など、考えられないと思っておりますので、火器の使用に関しては、検討課題に挙げなくても良いと思っております。これについて、理屈を言い出すと切りがないと思っております。ラーメンを作ってその辺に捨てる人がいるので、ラーメンを作らせてはいけないという意見が出てきますし、現実にそういう管理をしている所もあります。要は環境省が毅然として決めていただきたらと思っております。

山岳ガイドクラブ 北山いこら・岩本：

田村先生の言われたとおり、私も、これまで、個人用のガスボンベは使用してもよいと言ってきました。個人用のものであれば、影響は少ないだろうと思っております。ただ、使い方によっては、小さなコンロでもバーベキューは充分できます。それも認めるということでもよいのですか。コンロは、緊急避難のこ

とを考えると必要だという意見もありまして、こうした場合は仕方がないと思います。ですが、小さなコンロでバーベキューが充分できますので、そうした点も踏まえて、考えていただきたいと思います。

奈良県農林部森林保全課・白井：

小型のコンロの使用については、環境省は認めるとのことですが、私どもが気になるのは駐車場周辺のことです。駐車場周辺でのコンロの使用は、特に混雑している時は非常に危険ですし、環境省の統一見解が私どもには伝わっていませんので、これまで、コンロの使用は禁止ということで、私どもの職員が注意してきました。そういう統一見解ということなら、別の対応をする必要があります。また、駐車場周辺でバーベキューをされても迷惑ではあるので、その点について、きっちりとした見解をお示しいただきたいと思います。

環境省：

小型の火器の使用を認めるということは、そもそも特別保護地区における焚き火の禁止についての論議から始まっています。そもそもコンロは焚き火に入るかと聞かれた場合に、そうではないというのが発端です。西大台につきましても、自然公園法上は、コンロは規制の対象外です。ただ、利用適正化計画の中で課題としましたのは、質の高い利用という観点から、適切な使用の範囲について、利用調整地区における今後の使用状況をみながら、検討していく必要があると考えています。山で使用する範囲であれば、問題は無いと考えられますが、それを越える利用が増えてくるといことになるとう問題も生じてまいりますので、考え方の整理が必要であると現段階では思っております。

日本山岳会関西支部・斧田：

コンロについては、お茶を飲むくらいの範囲で、食事については、弁当を持ち込んで、それも外国の例のように指定された場所とといった形にした方がよいと思います。西大台地区では、どこでもバーベキューができますので、そういったことにならないように、食事についても場所等を定めるべきだと思います。

大台ヶ原パークボランティア・山本：

私どもパークボランティアとしましては、従来、個人用のものであっても、火器は使用禁止と聞いてきました。パトロール中でも、火器の使用者に対しては、注意してきました。そういう統一見解であるというのでしたら、それは、今までの経緯と違うというのが、私の率直な感想です。

田村：

それについては、従来、環境省でも、一人一人解釈が違っていました。私は、個人用のコンロと、バーベキュー用のコンロ、焚き火を、同一視するのはおかしいと、環境省に言ってきました。それに対して、2、3年前に環境省としての統一見解を出されたわけです。ただ、環境省としては、そういうことを広報したいとは思いませんよね。このことを積極的に広報して来なかったのが、統一見解として伝わっていないのです。この際ですから、きちんとした見解を出していただきたいと思います。

元々、駐車場でバーベキューをする人がいたので、火器禁止となったわけですが、最近は少なくなっていますので、バーベキューは対象としなくてよいと思います。また、いころの方が言われたように、小さなコンロでもバーベキューは可能ですが、あまりそういうことは無いと思います。一人用コンロでお茶を沸かしたり、冷凍うどんを作るくらいはよいのではないのでしょうか。

長嶋座長：

15ページについては、今後の課題として検討していくということで、環境に影響を及ぼさない範囲での火器の使用について考えていきたいと思います。また、野生動物に影響を及ぼす撮影、観察等の制限、およびトイレの問題についても、ぜひ検討していきたいと思います。ポータブルトイレが、どうしたら有効に使われるかなどについても、引き続き検討して、前向きな西大台ルールが作れるようにしたいと思います。

田村：

8ページの「利用調整の期間」が4月から11月となっておりますが、9月から11月の間違いではないですか。

川上村産業振興課：横谷主幹：

12ページの禁止行為についてですが、最近では湧水がブームになっていて、至る所で勝手にパイプを取り付けて、水を取っている人がいます。大きなポリバケツを持って入って、水を持ち帰る人も出てくる可能性があります。こうした行為に対しても、どう対処するのか、明確にしておく必要があります。また、6月1日から受け付け開始で、9月1日から利用調整が開始とのことですが、ガイド制度の本格実施は、平成21年度からと聞いています。今年の9月から、平成21年までは、ガイド無しでも入山できるという解釈でいいのですか。平成21年以降は、ガイド付きでないと入れないということでしょうか。そうだとすると、開始から2年後に制度が変わるということになると、村や大台ヶ原の管理事務所など、現場に苦情が行くと思いますので、きちっとした見解を出していただきたいと思います。

環境省：

利用調整の期間を4月から11月としているのは、利用調整地区の基本的な方針ということで、平成19年度に限っては、9月からということです。

また、ガイドについては、今年の9月以降は、ガイド無しで入っていただきます。また、平成21年以降も、必ずガイドが同行する必要があるということではありません。平成21年からのガイド制度というのは、ガイドの登録や情報提供の仕組みをつくるということで、ガイド同行の利用に限定するというものではありません。

長嶋座長：

ガイドの義務化はしないという方針ということです。

15ページの課題の所で、野生動物に関することは挙げられていますが、植物の採集の禁止について書かれていませんね。植物についても必要ではないでしょうか。

環境省：

12ページの表の3つ目の項目に書かれておりまして、そうした詳細について議論するという事になっていますので、植物については、別途、禁止行為として、定める必要があります。

長嶋座長：

今後、西大台ルールに追加するという事ですね。

環境省：

そういう形で、動植物として、今後の課題の中に入れていきたいです。

田村：

湧水の採取については、どうですか。湧水についても禁止行為に入れればよいのではないですか。

環境省：

それについても、今後の検討課題としたいと思います。

上北山村地域振興課・中崎：

13ページの利用者の指導についてですが、今までの会議の中でも巡視活動に関する具体的な話が出てきていません。釣りや鳥を捕獲に入ってくる人は、違反を承知で来ているわけですから、それを取り締まろうとするのは、たいへんな危険が伴います。場合によっては生命に関わると思います。巡視について、具体的な検討はされているのか、例えば人数体制などについてはどうなっているのか。お聞きしたいと思います。

環境省：

巡視については、まず、環境省が主体になって行うというのが基本です。また、実際の巡視に当たっては、警察等の関係機関と連携を図っていくことを考えています。また、環境省の人間が、毎日、巡視を行うことは、人員的に困難ですので、契約により巡視の一部を他の主体に任せることも考えております。場合によっては警備の専門家に依頼することも考えています。巡視体制の詳細につきましては、今後、環境省の中で詰めていきたいと思います。

(環境省より資料3について説明)

長嶋座長：

このモニタリングのスケジュールの表の中で、9、10、11月が当初の予定とは違う時期になるわけですので、9、10、11月の違いを表に示しておいていただくと、重要な調査になるということが分かるのではないかと思います。

田村：

モニタリングの計画期間が5年となっていますが、人数については、モニタリングの結果をみて、毎年修正していくとすれば、5年では長すぎるのではないですか。植生の方は5年で構わないと思いますが、入山者の数をチェックしていくのであれば、5年では長すぎると思います。

環境省：

モニタリング計画全体の期間を5年としているということで、モニタリングの指標や方法について、5年ごとに見直すということです。利用人数などについては、毎年調査を実施しますので、それを基にして、毎年改定していきます。

田村：

モニタリングの指標が変わったのでは、モニタリングにならないのではないですか。この5年というのは、さしあたり、5年間やるということでしょう。私は、5年では長すぎると言っているのです。

長嶋座長：

表現の問題だと思いますので、モニタリング期間の箇所に、毎年、人数等について見直すということ

明記しておいて欲しいと思います。

日本山岳会関西支部・斧田：

モニタリングの場所についてですが、歩道沿いだけで調査することになっていますが、それ以外の場所では、調査する必要はないのですか。

環境省：

このモニタリングの目的が、利用調整の成果をみるということですので、利用の影響を最も受けやすい歩道沿いを中心に、調査地点を設定しています。ただし、実際の調査では、歩道際だけでなく歩道から離れた地点にも何箇所か調査区を設定して、歩道からの距離によって、どのような影響の違いがあるか、比較できるようにいたします。また、大台ヶ原の自然再生のモニタリングを、歩道沿い以外で行っていますので、その結果も活用していく予定です。

(環境省より資料4について説明)

長嶋座長：

次の協議会は7月上旬になりますので、立入認定事務については、今日は基本的なことについてご意見を頂いた上で、環境省でさらに細かく詰めていくということになると思います。

田村：

今時、インターネットを使わない指定認定機関を作るというのは、時代錯誤だと思います。インターネットに関する能力のある者を指定認定機関に指定するべきです。ネットの能力が無いということを前提に指定認定機関を決めるというのは信じがたいです。森林組合が指定認定機関になるという噂ですが、森林組合が本業をやりながら、このような膨大な作業をできるとは思えないです。ネットを使えば、事務作業を大きく簡素化できますから、そういう能力のある指定認定機関にやっていただくべきではないですか。

また、説明資料の用語の混乱が目立ちます。自然公園法の規定では、「立入認定証」があれば、入山できるはずですが、ところが今回の計画では、「立入認定証」があっても入れないですね。今回の「立入認定証」は、いわば「予約受付書」ですね。そういうものを「立入認定証」と称するのは用語としておかしいのではないですか。また「立入認定証」と「立入認定者カード」の二つがあるのも、用語がまぎらわしく、分かりにくいです。

また、「代表者」の扱いが極めて不明瞭です。本人確認のために、身分証明書の提示まで要求しておきながら、グループの場合は、代表者のみに立入認定証を渡すというのは、よく分かりません。

また、予約の際と、利用する人が変わるのとは認められないとのことですが、利用する人がAさんからBさんになったからといって、何か問題がありますか。もうひとつは、1回で複数日の予約は認めないとのことですが、なぜ駄目なのですか。イベントなどでも、何日が駄目なら、何日で、といったことは、常識的に行われています。また、窓口でも申請できるとのことですが、上北山村まで行くというのは現実的ではないです。

従来の研究者に対する許認可とは、今回の利用調整地区に入山者を入れるということは違います。もう少し、考えていただきたいです。御所の申込みでも、インターネットを使って簡素な申し込み形式になっています。日本で初めての利用調整地区の手続きが、このような前時代的なものでは、物笑いの種になります。

このような面倒な手続きでは、誰も守らないと思います。ネットを使って簡素化することと、用語をも

う少し分かりやすくして欲しいです。

長嶋座長：

申請の手続きの中で、「予約」の前に、「問い合わせ」の段階が必要だと思います。問い合わせに相当するサービスは、インターネットでできますが、今の方式では出来ないわけで、予約の前に、問い合わせという段階を設けるという措置が必要だと思います。

環境省：

インターネットについては、こちらでも考えているのですが、当初から、どの程度整備できるかが課題となっています。当初から完全なものを整備するのは困難ですので、段階的な整備を考えています。京都御所のシステムでも、費用が数千万円かかると聞いております。また、御所の場合とは異なり、手数料を取る必要がありますので、さらにシステムが複雑になるという問題もあって、当初からの整備は困難と考えています。

「立入認定証」と「カード」の用語についてですが、「立入認定証」については、自然公園法でこういう名称になっています。西大台利用調整地区に関しては、レクチャーを受講しないと入れないというルールをさらに上乗せしたわけです。「立入認定証」の用語につきましては、法で定められていて、変えることはできないのですが、「立入認定者カード」については、名称については、再度検討して、また、十分な説明をして対応していきたいと考えています。

代表者につきましては、立入認定証を送る際の代表者ということで、本人確認については、個人が対象になります。

田村：

ネットで予約を受け付けるようにすれば、最初の入口の部分だけでも、随分簡素化できます。完全なものをつくらねばならないというのは、別の話であって、ネットを使わない理由にはなりません。

環境省：

インターネットによる予約受付につきましては、当初から実現できるように、現在検討中です。

田村：

それならば、当初は、指定認定機関はインターネットを使わないというような規定をする必要はないのではないですか。

環境省：

ネットの整備については完全に否定するものではなく、段階的に整備していくということで、ご理解いただきたいと思います。

予約時と利用時で人が変わることを認めないという点については、予約時点で特定の人や団体が仮名で利用人数を押さえてしまって、独占してしまうという事態に対応するためであるということです。

田村：

スパムメールのようなものを想定されているのかも知れませんが、そんなことをする人はいないと思います。ただ、観光業者が人数枠を押さえてしまうというのは、現実問題としてあると思います。それについては今後、対応していく必要があります。

環境省：

御所の申込みシステムでも、観光業者が手を変え、品を変えて、予約を押さえようとしてきたという経緯がありますので、それを踏まえて、環境省としても対応が必要と考えました。

田村：

それなら、代表者でくくって手続きをするのではなく、マンツーマンでやるべきではないですか。代表者でくくるといのは、やはり団体でしょう。「代表者」という言葉を使うからおかしいわけで、「代表者」という文言を一切使わなければいいんですよ。

環境省：

代表者でくくっているのは、手続きを簡略化するためです。10人の申請の時、10通の申請書を出すということになると、指定認定機関にとっても大きな負担になります。現地での本人確認については、マンツーマンで行うことになります。

長嶋座長：

そこについては、誤解の無いような形にさせていただきたいと思います。また、公平性の原則は守れる形で実施するというので、さらに詳細を詰めてもらうということで、よろしいでしょうか。

環境省：

書き方が誤解を招いたかもしれないのですが、立入認定証は、一人につき1枚郵送されます。本人確認については全員必要です。立入認定者カードについても全員にお渡しします。

田村：

それならば、資料4の1ページの下の注意事項のところ、「予約時には、利用者の氏名が決まっていることが必要」とありますが、ここは「利用者全員の氏名が」と書くべきです。そのように、「全員」という点を強調しないと、「代表者」という言葉が先に出てくるから、おかしくなるわけです。また、自然公園法で、「立入認定証」という言葉が使われているわけですから、「立入認定証」を「予約受付書」と同義に使うのはおかしいです。現在の「立入認定者カード」の方を、「立入認定証」と称すべきではないですか。

長嶋座長：

この辺りのことは、後に問題になる可能性もありますので、そこは明確にしておいていただきたいです。

環境省：

その点については、法令上の話もありますので、本省と相談して検討したいと思います。複数日の予約を認めないという点につきましては、1回の予約につき、1日の希望日をだしていただきたいということです。複数日が可能だと、特定の人が10月の土日を全て押さえてしまうといったことも考えられますので、多くの人の利用を確保するというのを考えて、1回の予約で1日とするということです。

田村：

それでは、一人の人が、5枚のFAXを出して、5日分申し込んできた場合は、どうするのですか。同じことではないのですか。

環境省：

その場合には、申請を受けざるを得ないと思います。

長嶋座長：

その場合は、第1希望、第2希望といったことにならないためにも、やはり予約の前に問い合わせの段階が必要だと思います。そういった形で、問い合わせできちっと対応するというのが、円滑な運用のためにも、また複数日を認めない理由としても重要だと思います。

環境省：

問い合わせも含めて、ホームページなどでの広報が重要になると思います。

指定認定機関については、現在、吉野きたやま森林組合が行うということで進めていまして、窓口申請については、森林組合の上北山村の支所で受け付けるということになりますので、京阪神の方からは不便な点は認めないと思います。ただ、窓口申請だけでなく、郵送などいくつかの方法を設けて対処していくということをご理解いただきたいと思います。

長嶋座長：

申請手続きで、電子申請が導入できないのは、どういう事情によるのでしょうか。また、何時頃できるのか、という目途についてはどうでしょうか。

環境省：

インターネットの導入については、予算上の制約が大きいです。時期については、メールによる予約に関しては、できるだけ今年度の受付開始には間に合うようにしたいと考えていますが、もう少しそこは精査が必要ですので、課題とさせていただきたいと思います。

長嶋座長：

インターネットの導入については、前向きに検討中であるということについては、記録に残しておいていただきたいと思います。

山岳ガイドクラブ 北山いこら・岩本：

複数日の件と、入れ代え防止の件ですが、環境省の仰ることは理解できます。しかし、ガイドの立場からいうと、複数日を認めないというのは、実態に合っていないと思います。ガイドの要請がいつあるかわからないわけですから、全ての要請に対応するためには、極端な話、期間中は毎日予約をいれておく必要があるということになります。

また、入れ代わりを認めないということについても、2、3ヶ月先のガイドツアーに対して、私どもの誰が対応するのかを決めておくということは出来ないわけです。

また、1回1,000円の手数料ということになると、少なくとも1年間、土日を押えておこうとすると、1年間を通しての料金にしてもらわないと、やっていけないと思います。

今後、ガイドを推奨していかれるのであれば、その点も考えていただきたいと思います。

環境省：

現段階では、特定に団体の利用を優先的に認めるということは、多くの人の利用を阻害するということになりますので、ガイドだからということで、原則を変えるのは、難しいと考えております。

同じ質問を上北山村の説明会でも頂いております。その時にお答えしたのは、事前に10名の参加者を募っていただいて、参加者が決まった段階で申請していただくしか、現在の制度ではできないということをお答えしました。ただ、座長からご指摘いただいたように、問い合わせの仕組みを作れば、その時期に何名空いているか知ることができますので、それから募集をしていくというような仕組みが、この制度の中では考えられると思います。

川上村産業振興課・横谷：

利用する人の名前が当日になって変わるというのは、当然あると思いますし、私自身も何が悪いのかわからないです。誰が、対応されるのかわかりませんが、受付の混乱は必至だと思います。環境省自身が、現場で一度受付を試してみればよいと思います。確実に混乱すると思いますよ。また、大台ヶ原では、台風など天候によっては、入山できない日もありますから、立入を禁止する場合の基準を決めておく必要があります。また、天候などで、入れない場合には、手数料を返すのが当然ではないですか。

環境省：

現場での対応は、事前レクチャーの場で対応するわけですから、環境省が行うということです。天候のことについては、利用については、自己責任というのが原則です。手数料については、ドライブウェイが閉鎖されている場合などには返却できると考えていますが、その他の場合には、原則的に返却できないことになっています。

手数料は、事務手続きに対する手数料ですので、仮に立ち入りできなかったとしても、事務は生じていますので、法的にも手数料は返還できないことになっています。ただし、ドライブウェイが閉鎖されている場合など、条件によっては返却する必要があると思います。この点については、今後、慎重に考えていきたいと思っています。

上北山村地域振興課・中崎：

村では、7月にヒルクライムレースを実施していますが、参加者には、天災があろうとも参加料は返さない旨を、あらかじめ通知しています。事前の準備に費用がかかっていますので、そのような了解の上で参加してもらっています。このような事例についてもご参考にいただければと思います。

利用人数についてですが、繁忙期に関しては、抽選も考えているとのことですが、その場合、例えば8人の団体が申請する場合、抽選は団体ごとに行うのですか。それとも、一人一人を対象に、抽選するのですか。

環境省：

抽選は団体ごとに行うことを考えています。

奈良県山岳連盟・藤本

山に入る場合と、御所等を見学する場合は、大分形態が違うと思います。利用者の入れ代わりについても、レクチャーを受けているということが大事であって、予約の名前と違うというのは、問題ではないと思います。手数料の問題についても、レクチャーを受ける前に徴収すればよいと思います。予約していても体調を崩して入れないということは十分あります。予約から3ヶ月もありますので、3ヶ月あれば、山の状態は変わってしまいますから、入山の前にレクチャーを受けるというのは重要だと思います。また、ガイドについても全てのグループに対応できないですから、ガイドはこの時間に回るということを決めておいて、その時に一緒に回ってくださいますようにお願いしたいと思います。それ以外の個々で回られる人についてはその人たちの名前を抑えておけばよいと思います。御所の例を参考にされ

たということですが、もう少し、山に実際に入る場面を考えていただきたいと思います。

日本山岳会関西支部・斧田

受付の開始は、利用日の3ヶ月前からということですが、実際はもう少し前から計画することもあるので、開始時期の前倒しを検討していただきたいと思います。また、申請手続きについては、利用の内容の変更と言う観点から、少し整理していただければと思います。例えば、土日に大台ヶ原に来て、土曜日が雨で入れなかった場合、次の日に入ることができるなどの措置をとっていただきたいと思います。また、利用人数が定員に達していない場合には、当日受付もできるように検討していただきたいです。また、事前レクチャーについては、ガイド制度が確立されれば必要ないと思うのですが、どうでしょうか。

西田：

利用者の入れ代わりを認めないということについては、制度の根幹に関わる問題ではないかと思います。自然公園法というのは、基本的に、对人的な許可なわけです。今回の立入認定についても、基本的には、環境省の許可業務ですから、違反した場合、刑事罰も課せられるというものですので、きちんと人を特定することが必要です。こうした制度の問題で、人の入れ代わりは認められないというのなら、そのことについて、皆を説得できるように、きちんと説明して欲しいと思います。

吉野熊野観光開発(株)・小椋

私ども、大台ヶ原の宿泊施設では、既に今年の秋の予約を受け始めています。旅行会社は、普通、4ヶ月から6ヶ月前には、ツアーを企画して、参加者の募集を始めます。今予約を受けている方に関しては、9月1日以降は、西大台地区に入れないとはいえないと思います。そうなった場合、私どもも、旅行会社も信用問題になってしまいます。事務的に淡々と進めておられるようですが、そういうことに対する対応が全然無かったというのがおかしいと思います。

近鉄(株)運輸部営業課・岡本

申請手続きの中で、予約の時と、申請の時で、2回同じことを書くというのは、利用者側からすると煩わしいと思います。また、予約を飛ばして、申請に入ってしまう人も出てくるのではないかなと少し心配です。1回目の書類提出を申請にしてしまって、2回目は、予約番号の記入と入金だけにした方がよいのではないかと思います。

環境省：

まず、手数料の徴収を現地で、ということについてですが、これは、立入認定証を出すまでの手数料ということなので、指定認定機関に入る料金ですので、レクチャーの時に環境省が徴収することは、制度的に出来ないことになっています。また、ガイドについても同様に認定を受けて入っていただくことになります。受付開始の前倒しにつきましては、あまり早い段階から受付を行うのは難しいので、当初は3ヶ月前でスタートしたいと考えています。

田村：

アメリカの国立公園では、受付は1年前からですよ。

環境省：

人と利用日の変更について整理して欲しいとのことでしたが、今回の資料では十分説明できませんでし

たので、そこについては整理していきたいと思います。予約や申請の段階によっては、柔軟な対応ができると思いますので、検討したいと思います。

西田先生の方からご説明いただいたわけですが、今回の認定につきましても自然公園法に基づく認定となっていますので、なるべく手続きを簡素化したいとは思いますが、制度上の限界があるのは事実ですので、そこについては、十分な説明をしていきたいと思います。

吉野熊野観光開発さんからのご指摘ですが、団体ツアーでは、募集開始時には、参加者の氏名が確定していないわけですが、現行の制度では、団体ツアーであっても、参加者の氏名が確定した段階で申請していただく必要があるということになります。

吉野熊野観光開発（株）・小梶：

そのことに関する旅行会社への説明会が12月22日では遅いです。私どもの宿泊施設でも、本年9月以降の予約が既に200人来ています。9月までの予約も400人来ています。

環境省：

説明についてですが、利用調整地区の内容が確定していない段階で、環境省がお知らせすることはできなかったということです。

吉野熊野観光開発（株）・小梶

私ども既に予約を受けているわけで、それで西大台に入れないということになると、信用問題になるわけです。一旦、信用を失うとやっていけなくなります。そういったことも考えて欲しかったと思います。

環境省：

予約と申請で、二度手間であるというご指摘ですが、予約と申請の2段階としたのは、手数料の手戻りを防ぐためです。ただし、出来るだけ手間が少なくなるにしていきたいと考えています。

また、当日受付については、山上に指定認定機関の事務所が必要になりますので、今後の課題とさせていただきます。

田村：

私も、レクチャーの時に手数料を取るのが、最も現実的だと思います。何も環境省が手数料を徴収しなくても、ビジターセンターに指定認定機関の職員を置くだけでいいのではないですか。それが最もシンプルで良いと思います。

環境省：

将来の課題としてはあり得ると思いますが、その場合には、指定認定機関の職員が山上まで毎日上がってくるための交通費もかかりますので、手数料1,000円の中でまかなわなくてはならないということで、試算しますと難しいと考えています。

田村：

1,000円で事務経費が引き合わないというのは、この制度自体が破綻しているということではないですか。

近鉄（株）運輸部営業課・速見：

雨の場合などには、西大台というところは危険性が大きいと思うのですが、お客さんから見ると、危険

な谷があるということも分からないわけです。大雨であっても道路が通じている限りは、行かないといけないというようなことになった場合の責任ということに関しては、山岳会の皆さんの意見も尊重して、お役所的な考えではなくて、もう少し考えておかないと怖いのではないかなと思います。

環境省：

安全性については、レクチャーできちんと、伝える必要があると思います。ただし、利用は自己責任ということも明文化しているところがございます。そうした点についても事前に伝えていきたいと思えます。また、当日の危険箇所などについては、現地のレクチャー等で情報を伝えて、注意していきたいと思っています。

川上村産業振興課・横谷：

台風でも、どのような状況でもレクチャーは実施するということですか。

環境省：

ドライブウェイ閉鎖時など以外は、レクチャーは実施するということになります。

上北山村地域振興課・中崎：

警報が出ている時には、本来、入山を止めるべきではないですか。

環境省：

止めるという説明をするのもレクチャーの内ですので、警報の情報についてもレクチャーで伝えるということですが。

川上村産業振興課・横谷：

そういう情報については、事前に伝えるべきでしょう。わざわざ山上に来てからレクチャーで言うというのはおかしいです。だから、入山禁止の基準を決めておいて、禁止の場合は事前に通知するというのが親切だと思います。

奈良県山岳連盟・藤本：

雨の日でもレクチャーをやるということですが、ガイドを雇っている場合だと、雨の日でも連れて行ってくれということになった場合、ガイドは断れないですね。そんな時に事故が起こったら責任取れないですよ。ちょっと無責任ではないでしょうか。雨の日のレクチャーでは、映像を見せるなどのやり方もあると思いますが、手数料を取る仕組みさえしっかりしていれば、色々やり方があると思います。今のご回答では、あまりにも山のことを知らなさ過ぎると思います。

(環境省より資料5、6について説明)

長嶋座長：

レクチャーの講師については、環境省のふれあいコーディネーターとしての雇用を予定しているとのことですが。レクチャーの時刻も弾力的な対応を考えておられます。また、今後の日程の中で、レクチャーの試行期間も考慮されています。

田村：

西大台地区には早く入る人もいますので、レクチャーは朝5時くらいから実施するべきでしょう。ドライブウェイ沿いは木柵、ロープ柵を整備されるとのことですが、この木柵は、横木3本で乗り越えやすいですから、辞めた方がいいと思います。ドライブウェイ沿いに関しては、全域に高さ150~160cmのネット柵を設置すべきです。そうするとシカの移動を阻害しますが、両尾根にたくさんシカが生息していますから、今年から、西大台地区でもライフルで撃たれますので、シカが入らないようにネットを設置した方がいいと思います。

川上村産業振興課・横谷：

6月1日から受付開始とのことですが、正式なマスコミ発表はいつですか。村としては、施設への宿泊希望者にそうした情報を伝える必要があります。また、正式な申請の書類は、何時いただけるのでしょうか。

日本山岳会関西支部・斧田：

レクチャー全体でどれくらいの時間を予定していますか。

田村：

施設整備計画の位置図についてですが、入口ゲートの位置はここではないと思います。

奈良県山岳連盟・藤本：

出来れば、入山前日のレクチャー受講についても考慮していただきたいです。施設整備については、利用調整地区に人を入れないことを考えておられますが、緊急の際の脱出についても考えていただきたいです。非常事態の場合には、七つ池や経ヶ峰から上がる場合もあるということを確認しておいていただきたいと思います。また、標識に関しては、地区の外周だけでなく、小処方面等から上がってくる利用者に対する周知も必要だと思います。

環境省：

正式な公表については、官報告示で決まりますので、4月下旬から5月上旬になる予定です。ただ、3月上旬にパブリックコメントを募集しますので、案の段階では、この段階で発表します。レクチャーの時間は、本人確認などを含めて20~30分程度を想定しています。レクチャーの時刻、回数については、弾力的に設けることとなりますが、朝のレクチャーの時刻については、入山カウンター調査によると、入山者のピークが7時から9時ごろなので、それに合わせることを考えています。柵の仕様については、既に設計段階に一部入っていますので、対応できる範囲で、検討したいと思います。標識類については、小処方面や木和田の入口など、利用調整地区外の関連箇所にも案内板を設置する予定です。

入口ゲートの位置については、この図の通りで間違いはないと思います。

長嶋座長：

次の協議会は7月上旬になりますので、その時には、既に色々なことが始まっていますので、協議会のメンバーには、決まったことについて、随時周知するようにして、案の段階でも、協議会のメンバーに伝わるような体制をつくっていただきたいと思います。今回、決まらなかったことが多いので、そのような扱いをしていただきたいと思います。

では傍聴席から何か意見はございますか。

(傍聴席から意見等無し)

それでは、今日の議事はこれで終了致します。

挨拶（環境省近畿地方環境事務所統括自然保護企画官）

今日は時間を超過してご議論いただき、どうもありがとうございました。本日のご意見を参考にして、これから具体的な体制を作っていく作業に入りたいと思います。作業に当たって、また、検討すればするほど、問題が出てくると思っております。その際には、また、個別にでもご意見をうかがうことがあるかと思っておりますので、また、よろしく願いいたします。

また、最後になりますが、環境省では、アクティブレンジャーの募集をしておりますので、吉野地区と熊野地区で1名ずつ募集いたしております。お知り合いの方で適任の方がいらっしゃれば、ぜひ、ご紹介いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。本日は、まことにありがとうございました。

長嶋座長

議事録が出る前に、なるべく早く、今日ご欠席の方にも概要を周知していただきたいと思います。それから、このような事態が今後また起こり得ると思っておりますので、その時には、衛星通信かインターネット通信を使ってでも、2ヶ所で同時に議論ができるような方法についてもご検討いただきたいと思います。

[文責：近畿地方環境事務所]